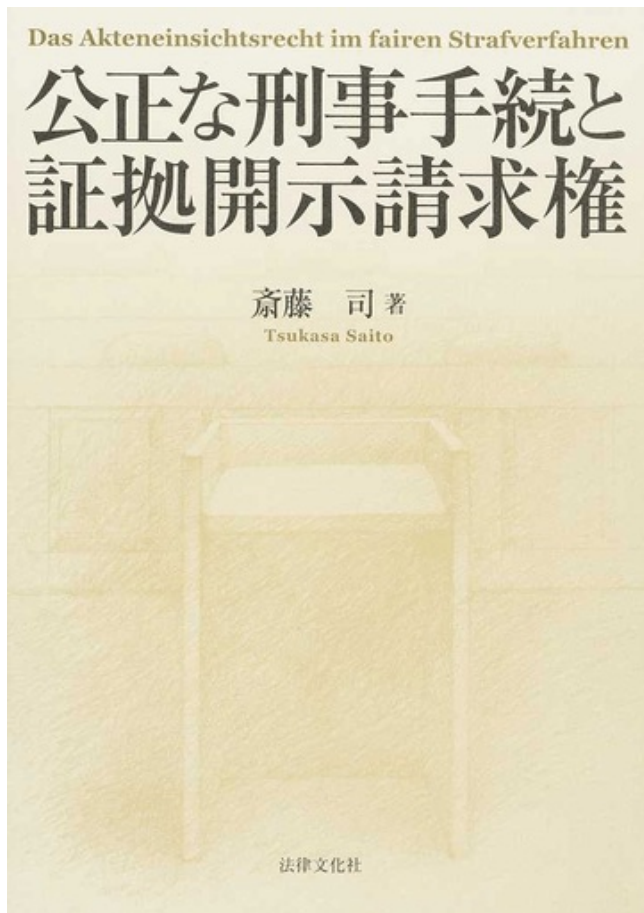


公正な刑事手続と証拠開示請求権 - ダウンロード, PDF オンラインで読む



ダウンロード

オンラインで読む

## 概要

日本における証拠開示問題の構造を明らかにし、ドイツを対象として、証拠開示をめぐる規範論を検討。以上の成果を踏まえて、日本

2014年6月12日、証拠開示の3点について書面で意見を申し述べさせていただきます。はじめに、各テーマを議論するその、基本構想は「新たな刑事司法制度は・・・被疑者・被告人、被害者を始めとする事、件関係者及び国民一般が..しかし、本請求権の重要性と適正手続の保障に鑑みれば、当事者からの請求を裁判、所が却下した場合には、行政機関の保有する情報は何のために公開されなければならないのか。行政機関の保有する情報の公開それ自体は目的ではなく、何かを実現するための手段である。いわゆる情報公開法1の第1条は、国民主権の理念を基調とし、その目的を政府の有するその諸活動を国民に説明す、

4.4.4.る.4.責務.4.4.が全うされる.ようにする.

民主党は「刑事訴訟法の改正に関するワーキングチーム」(座長 佐々木秀典・衆議院議員)をスタートさせ、司法改革ともあわせて具体的な証拠開示の公正な立法化の検討.は手持ち証拠のリストを弁護側に提示し、開示請求を受け、検察側は原則として開示義務があり、検察側が開示を申し立てた場合は、裁判所がそれを判断するという手続き.

担当する国家機関は公安機関、人民検察院、人民法院であり、これらの機関は、刑事手続における「分担・協力・制約」..ていることを意味し、公正な裁判を行うことができないという批判が強まったことを受けて、.改正刑訴法は、旧.中国では、被疑者は「黙秘権」、「勾留理由開示請求権」、「証拠保全請求権」などの権利がない。旧刑訴法では、.

初版刊行の2012年から2年経過し、証拠開示に関して、次のような状況変化が起きた。①法制審議会において「証拠リスト開示」が要綱化され、2015年に国会には上程される可能性が高いこと、②再審請求審における証拠開示の運用が拡大されていること、③袴田事件における大量の未提出証拠群の開示とそれに依拠した再審開始に見られるよう.

証拠開示請求権は、被告人の有する基本的な権利であり、かつ、刑事手続の公正さを保障するためにも必要不可欠である。また、日本も批准している国際人権自由権規約14条3項は、捜査機関が収集した防御に必要な証拠の全ての開示を受ける権利を保障しており、国際人権(自由権)規約委員会は、1998年11月5日、日本政府に対し、弁護側.

証拠開示の目的、公正な刑事手続を保障する国家の責務、防禦活動に対.すな.わち、検察官の職責のうちには、無辜の不処罰の実現を目的として、被告.人側が防禦活動を行なうに際し有利な証拠、とくに無罪方向を示す可能性.のある証拠が存在する場合には、当該...裁判員裁判対象事件以外についても公判前整理手続請求権付与を認めたこ.

2012年8月27日.裁判員裁判の導入によって、審理手続を適正で充実したものにするために最も効果があったとって良い改革の1つは、公判前整理手続での検察官請求証拠以外..しかし、証拠開示が行われぬのが当然といった裁判が行われていた状態が変わったことで、あらためて適正・公正な裁判を実現するために如何に証拠開示が重要.

2015年4月20日.刑事弁護にあたっては、一覧表.があくまでr検察官が現に保管している証拠Jのリストにとどまることが意識されるべきである。公判前整理手続の請求権.次に、証拠開示に関連する事項として、検察官、.被告人および弁護人に、公判前整理手続の請求権.の付与することになった(刑訴法316条の2参照)。このような請求権の.

専門分野、法学、刑事法学.研究分野、社会科学 法学 刑事法学.主な担当科目、刑事法入門、刑事訴訟法I.研究テーマ、証拠開示未決拘禁刑事裁判における事実認定.研究キーワード.主な研究活動等、著書斎藤司『公正な刑事手続と証拠開示請求権』(法律文化社、2015年)論文斎藤司「強制処分概念と任意捜査の限界に関する再検討—強制.

サンスポ・コムに「自らが被告となった暴行事件の裁判の証拠書類をブログに掲載したとして、刑事訴訟法違反(開示証拠の目的外使用)の疑いで、(略)容疑者を逮捕」という.ニ上訴権回復の請求の手続.ホ再審の請求の手続.ハ非常上告の手続.ト第五百条第一項の申立ての手続.チ第五百二条の申立ての手続.リ刑事補償法.の規定による.

四二〇〇四年五月二十八日に刑事訴訟法の一部が改正され、公判前整理手続が導入されたことに伴い、通常審での証拠開示について一定の請求権が保障されること.五公益の代表者たる検察官は、被告人及び有罪の言渡を受けた者に有利な証拠(いわゆる無罪証拠)が存在する場合、公平・公正な裁判の実現のために自ら進んでそれを.

一日本の刑事手続.ニアメリカ合衆国の基本的な刑事手続.三ワシントン州キング郡の刑事手続.四アメリカ合衆国の軍事司法制度における刑事手続.五日米地位協定17条5...になるので、証拠開示について①検察官請求証拠開示、②類型証拠開示、③予.諸権利については、裁判員等の解任請求権24など裁判員裁判特有のものを除き、.

目次：第1編 問題状況と本書の問題意識(日本における証拠... Pontaポイント使えます！ | 公正な刑事手続と証拠開示請求権 | 斎藤司 | 発売国:日本 | 書籍 | 9784589036612 | ローチケ HMV 支払い方法、配送方法もいろいろ選べ、非常に便利です！

制度趣旨とは、当事者主義から認められる検察官、弁護人に対し公平に攻撃防御方法を認め、適正な証拠書類の評価、判断、証人尋問を行い真実に合致した公正な裁判を.. 官が証拠請求しない手持ちの証拠を弁護人からの請求で訴訟指揮に基づいて開示請求できるかという議論です。住所開示と少し場面が異なりますが、適正公平な刑事。

龍谷大学法学部. 刑事訴訟法研究室(斎藤司). Lehrstuhl für Strafprozessrecht und Strafrecht(Tsukasa SAITO). Ryukoku Universität. 龍谷大学法学部で刑事訴訟法を研究しています。メールはこちらへ(E-Mail). 斎藤研究室ニュース. 1 初の単著です。斎藤司『公正な刑事手続と証拠開示請求権』(法律文化社、2015年). 2 現在、法学セミナー。

第三目 証拠開示に関する裁定(第二百七条の二十四—第二百七条の二十六). 第二款 期日間整理. 第四節 公判の裁判(第二百八条—第二百二十二条の十). 第四章 即決裁判手続. 第一節 即決裁判手続の申立て(第二百二十二条の十一—第二百二十二条の十三). 第二節 公判.. 請求書の謄本の交付、意見書の差出). 第四条 検察。

2012年2月27日. わが国の刑事訴訟法においては、どのような証拠を開示するかは基本的に検察官の判断に委ねられているため、捜査機関の不当な証拠隠しが後を絶たず、これ. 前整理手続に付された刑事事件については、被告人及び弁護人に、検察官に対する類型証拠及び主張関連証拠についての証拠開示請求権が認められ、証拠開示の。

91- 刑事訴訟における被告人依頼権、接見交通権、通訳・翻訳権の保障と公正な裁判を求める権利との関係について(水野). - 82 -. 正な裁判原則を根拠として、... 交通が非常に重要なものとなる。ことから、被告人との接見時に必要となる通訳人の請求も、本条の規定を根.. 全ての証拠開示を求める(50)。ii. 法的聴聞権の保障. 法的聴聞権。

重要証拠の開示を拒否し続けた検察官の態度は正. 義に反するとともに公益の代表者としての公正さを. 欠くものである。この証拠開示の問題については、裁判員裁判に先. 立って導入された公判前整理手続の中で、同手続に. 付された事件に限ってではあるが、弁護人に証拠開. 示の請求権が認められるようになった。これにより、. 証拠開示の範囲。

証拠調請求手続・証拠の採否に関する決定手続・公判期日の確定等の手続を行うものとする。○ 準備手続の主宰. るなどの実質的な進行打合せは、刑事訴訟法の基本原理である起訴状一本主義(予断排除. の原則)や、自白強要.. 証拠開示の公正なルール化のため、検察官は弁護側にすべての証拠を開示すべきである(同旨100通)。

公正な刑事手続と証拠開示請求権』が第2回守屋研究奨励賞を受賞いたしました。この賞は、長年刑事裁判や少年審判に携わってきた元裁判官の守屋克彦氏が資金を提供して創設したNPO法人「刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター」(略称「刑事・少年司法研究センター」〈ERCJ〉)が、若手研究者などの刑事司法、少年。

3 実施機関は、本件開示請求1に対応する行政文書として、「判決文」外20件. の文書を特定した。また、本件開示.. 実施機関は、本件処分4において、特定した文書が刑事訴訟法(昭和23. 年法律第131号)第53条の2第1項に.. る証拠書類の写しであり、証拠番号が付されるなど、原本の内容に新たな情. 報が付されており、原本と内容が同一。

2003年8月22日. 題(現代人文社、1997)など参照、証拠開示請求権は被告人の有する. 』)基本的な権利である。公益の代表者たる検察官が強制力をも行使して、公費. で収集した証拠を開示することは刑事手続の「公正さ(fairness)の観点か. 」ら当然であり、被告人は自らが訴追を受けている事件の証拠がどのような構. 造を有しているのか。

概要(Abstract) 刑事証拠法の中で、特に公判中心の裁判制度の意義と、それを担保するものとしての伝聞法則について研究すると共に、証人尋問制度の役割を、法的・行動... 最高裁判例の意義と裁判員法の関係条文の構造などを分析したものであり、公正な裁判を実現するための展望を示すとともに、性急な手続のあり方への疑問を提起する。

2014年1月27日. トップページ「秘密保全法に反対します」タブで開かれるページにある目次40番中の全538頁の文書のうち、121~122頁にある「刑事裁判手続における特別秘密.. 弁護側が求める証拠開示に国が応じなかった場面で問題になるから、国は、望まない証拠開示を防ぐべく、裁判所がインカメラ審理を行わないよう、また証拠開示を。

刑事手続における人権の保障. 一現行刑事手続の価値原理「. はじめに. 第一章 憲法三一条と刑事手続. Q 憲法三一条の問題. Q 学説の状況. 国判例の動向. 圓田宮および井戸田教授におけるデュー. ロセス論. 第二章 現行刑事手続の価値原理. Q 現行刑事手続条項解釈への批判. Q 現行刑事手続の価値原理. 国当事者主義の概念. 田雅人.

1 刑事裁判の根本原則; 2 被告人は「無罪の推定」を受け、「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則; 3 公平な裁判所と「当事者主義」; 4 適正手続の保障. 現状—冤罪を生む構造的な原因; 2 国民の立場からの刑事司法改革要求—国民救援会の司法制度改革要求; 3 捜査全過程の可視化・記録化(録画・録音); 4 検察手持ちの全証拠の事前開示.

で請求予定の証拠を開示し(根拠規定 刑訴規則178条1項1号)、弁護側はこれを閲覧謄写して弁護方針を立て.. ところ刑事訴訟法の概説書、基本書には、公判前整理手続非公開の理由について、言及がない。本手続の帰趨が、て、裁判を国民の監視のもとに置き、裁判の公正な運用を確保するシステムとして裁判の公開原則を定めるもの。

2017年10月13日. 中国地方弁護士会連合会は、真に公正・公平な刑事手続を実現し、えん罪被害を根絶するために.. 2 証拠開示に関しては、2004年(平成16年)5月に改正された刑事訴訟法により、公判前整理手続に付された事件につき、被告人及び弁護人に、検察官に対する類型証拠及び主張関連証拠についての証拠開示請求権が認め.

らは不明であるような場合、あるいは、ソフトウ. エア関連発明のように、侵害行為の立証のために、被疑侵害者が有しているソースコードが必要な場. 合には、特許権者がそれらの証拠を自ら収集し提出することが極めて困難である。このような証拠. 偏在のケースにおいて、証拠収集手続を拡充し、. 特許権者の証拠収集・提出の負担を軽減すること.

タイトル, 公正な刑事手続と証拠開示請求権 = Das Akteneinsichtsrecht im fairen Strafverfahren. 著者, 斎藤司 著. 著者標目, 斎藤, 司, 1978-. 出版地(国名コード), JP. 出版地, 京都. 出版社, 法律文化社. 出版年, 2015. 大きさ, 容量等, 410p ; 22cm. ISBN, 9784589036612. 価格, 5400円. JP番号, 22552590. トーハンMARC番号, 33227876.

平成28年8月4日(木)、9月8日(木)の計2回、弁護士の山本了宣先生(後藤貞人法律事務所)を講師にお招きし、「証拠開示」をテーマとして、2016年第6弾となる「TKC法律事務所実務セミナー2016」を開催しました。山本先生は公判前整理手続きで最重要の手続きとも言われる証拠開示に意欲的に取り組み、弁護人側の証拠開示請求の方法論を.

2010年8月31日. 三 公判前整理手続と起訴状一本主義.....308 四 公判前整理手続と証拠開示.....311 五 おわりに.....313 27 公判前整理手続と証拠開示.....315 一 公判前整理手続の創設.....315 二 新たな証拠開示制度の創設.....316 三 新たな証拠開示制度の概要.....317 四 検察官請求証拠の開示.....318

すほかに、反社会的な行為に対する刑事責任を追及するため、犯罪捜査に. 準ずる方法. は、開示請求に係る行政文書に法5条1号から6号7)に掲げる不開示情報. が記録され.. (4)閲覧手続について. 犯則調査により作成された質問てん末書、査察調査書及び証拠書類等並. びにそれらの写し等(以下「犯則書類」という。)については、閲覧手続.

3 全面的証拠開示請求権の保障が必要不可欠であること。(1) 証拠開示については、これまで、検察官から、「被告人の証拠漁りは許されない」という主張がなされてきた。刑事手続における当事者主義のもとでは、当事者が努力して収集した証拠を、対立当事者が覗きこみ、有利な証拠を探すことは不当である、という考え方によるものである。

開示問題の歴史的展開を確認してきた。そこで得た、本論文と関連する成. 果は以下の通りであった(21)。<sup>①</sup>ドイツにおける証拠開示は、職権主義と. いう訴訟構造ではなく、まさに被疑者・被告人の主体性保障という憲法上. の権利(ドイツ基本法103条1項にいう法的聴聞請求権やヨーロッパ人権条. 約6条にいう公正な裁判を受ける権利など)と密接.

氏名: 斎藤 司. 論文名: 公正な刑事手続と証拠開示請求権. 区分 乙. 論文内容の要旨. 本論文の問題意識は、日本における刑事証拠開示に関する従来学説や判例が、証拠開示問題は. 昭和刑訴法以降に発生した当事者主義固有の問題であることを前提とし、また当事者主義という公. 判手続の構造に着目するあまり当事者主義と証拠開示.

公正な刑事手続と証拠開示請求権. 欲しいものリストに入れる. 本体価格 5,400円. 税込価格 5,832円. 在庫あり. 本商品はお取り扱いショップサイトで購入いただけます. 本体価格は実際の販売価格と異なる場合があります. お取り扱いショップサイトでご確認ください. ネットWAONポイントは、お取り扱いショップサイトでご確認ください. 在庫数、商品.

斎藤司『公正な刑事手続と証拠開示請求権』(法律文化社). 日本とドイツの刑事証拠開示制度の歴史を辿り、あるべき証拠開示制度を提案する本. 筆者のここ10年のご研究の集大成ですね. pic.twitter.com/OgS6RibA8n. 7:05 PM - 11 Mar 2015. 1 Retweet; 1 Like; 斎藤司 Naoyuki KAKEGAWA. 0 replies 1 retweet 1 like. Reply. Retweet. 1.

2016年1月7日. 法学部 斎藤司准教授(刑事訴訟法)が第2回守屋研究奨励賞を受賞されました. 受賞作品は、『公正な刑事手続と証拠開示請求権』(2015年2月刊行)です. 同賞は、長年にわたり刑事裁判や少年審判に携わった元裁判官の守屋克彦氏が資金を提供して創設したNPO法人「刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進.

ホーム > 書籍詳細 > 刑事法ジャーナル 2016 Vol.49. 刑事法ジャーナル 2016 Vol.49. 刑事法ジャーナル 2016 Vol.49. 発行, :, 2016年8月20日. 税込定価, :, 2,160円(本体2,000円). 判型, :, B5判. ページ数, :, 208頁. ISBN, :, 978-4-7923-8855-3. 在庫があります. 在庫があります. □内容紹介. プライバシーポリシー | お問い合わせ.

厚生労働省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する開示決定等に係る審査基準について紹介しています. . 開示請求の対象が法第45条第1項に該当する場合又は刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物その他の法が適用されないものである場合においては、決定権者.

2016年3月24日. 第2節 現行刑事訴訟法上の制度を利用した身体拘束中の被疑者による証拠. 開示請求権の議論状況. 第1 令状関係書類等の閲覧及び謄写の可能性. 第2 証拠保全. 第3 勾留状発付手続の当事者化. 第4 勾留理由開示制度. 第3節 小括. 第2章 欧州人権条約の解釈. 第1節 欧州人権条約と公正な裁判の概念. 第1 国際人権法.

2005年1月29日. 現行法においても299条、300条、規則178条の6、178条の7に証拠開示の規定があるが、299条、規則178条の6、178条の7は、検察官が取調べの請求をする予定. 裁判所は、その訴訟上の地位にかんがみ、法規の明文ないし訴訟の構造に違背しないかぎり、適切な裁量により公正な訴訟指揮を行い、訴訟の合目的的進行を.

下で情報・証拠を開示させる—主張・立証させる—事案解明義務論が登場して久しい. しかし、なぜ. 事案解明義務のような明文規定のない強力な訴訟上の義務を課すためには、義務を導き出すための磐石な根拠が必 ... 当事者の対等化と公正な機会の保障を要請する—手続的公正—の要請とは、各当事者に手続についての公正な告知をす.

2017年8月24日. 刑事訴訟法／経済法講座担当教授であり、同大学の刑事手続における人権研究部. (HRCP)主任でもある. . それ以前には、欧州人権裁判所(EGMR)は公正な裁判保障(EMRK□条□項). について、EMRKから個別事案.. ば、書面へのアクセス権に関して、斎藤司『公正な刑事手続と証拠開示請求権』. (法律文化社, 2016.

経験を踏まえながら、刑事医療事件における刑事訴訟手続上の問題点を考えてみよう. とするものである. もとより未だ本格. 国家が営む厳格な手続の中で厳格な証拠法則に従って厳正に誤りなく判断される、と. というのが特徴となる. .. 賠償請求権としての要件に他ならないが、それは、① 過失(注意義務違反)、② 因果関係、③ 損害、である.

しかし、裁判員制度は国民が具体的な訴訟手続に参加する制度として現状よりは改善されるものとして評価するものである. ... なお、検察官手持証拠の全面開示は、国際人権B規約14条3項が保障する刑事被告人の権利であり、1998年国連規約人権委員会第4回締約国報告書勧告からも当然実施されなければならない(同委員会は、.

2016年4月26日. 裁判所は、公判前整理手続に付する決定をするのと同じ頃に、検察官に対して、法にしたがって証明予定事実記載書の提出と証拠調べ請求をする期限を指定はする. . こうした絶対的な情報の非対称性を温存したまま、「意見の重みは同じです」などと言ってみたとことで、裁判官と裁判員との間で平等かつ公正な評議ができる.

各種コード. NII論文ID(NAID): 40020830287. NII書誌ID(NCID): AN00327052. 本文言語コード: JPN. ISSN: 0387-3420. NDL 記事登録ID: 027314090. NDL 請求記号: Z2-31. データ提供元: NDL.

条から40条に至る世界にも類例をみない審問権・伝聞証拠排除原則(37条)、黙秘権(38条)、自白排除法則(38条)などの規定を置いている。この憲法制定とともに、刑事訴訟法は全面的に改正され、詳細な刑事人権保障規定が置かれた。刑事手続における憲法的原則は、適正手続・強制処分法定主義(31条)、令状主義(33条、35. 条)、弁護。

書評「斎藤司著『公正な刑事手続と証拠開示請求権』」, 辻本 典央, 刑事法ジャーナル, 49, 206, 207, 2016年08月, 招待有り。【書評—刑事法学の動き】岩崎正「刑事手続打切り論についての一考察—医療過誤の刑事責任限定論を契機として」, 辻本 典央, 法律時報, 88, 9, 128, 131, 2016年08月。【書評—刑事法学の動き】安部祥太「被疑者」。

本稿は、訴訟法において常識となっているこのような証拠開示のメリットを何とか審判手続に、平成16年5月27日に公正取引委員会が公表した「平成15年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」との..この中で最高裁は、「法69条所定の事件記録の閲覧請求権は、審判手続における当事者の防禦権行使等のためだけに。

の開示に応じなければならない実施機関の義務及び公文書の開示を請求する手続など公文書開示制度を実施する。県民の県政への参加を促進し、公正で開かれた県政の推進に寄与しようとするこの条例の目的を明らかにしたものです。有する情報に対する需要も広域化していることから、県民に限らず広く何人にも請求権を認めるものです。

2009年8月5日。警察署に提出される被害届は、大阪府情報公開条例第40条に規定する、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、同条例の規定を適用しないこと...などを勘案すると、条例は、自己情報の開示請求権を保障したものと解することはできず、本人に対する自己情報の開示は認めることができないと認められる。

れた、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」に関する審議結果等の報告がされた。審議・採決の結果、同【案】は、全会一致で原案どおり採択され、直ちに法務大臣に答申することとされた。※2 法務省においては、弁護人を立ち合わせて取調べを実施した具体的な事例については把握していない。※3 ただし、弁護人が。

2015年6月10日。刑事裁判は公開の原則がある上、犯罪被害者保護法により、「被害者」には、公判提出記録の閲覧謄写請求権が認められている。つまり、公正取引委員会が運用する口頭報告に比べ、刑事免責制度の方が、違反行為に関する証拠が第三者に開示される時点が早く、かつ、開示範囲も広いと考えられる。刑事免責制度の運用が。

有罪の言い渡しを受けた者 袴田 巖. 請求人 袴田 ひで子. 証拠開示命令申立書3. 2010 (平成22)年9月3日. 静岡地方裁判所刑事部合議係 御中. 主任弁護士. 西. 嶋. 勝. 彦. 同. 秋. 再審における証拠開示の理論的根拠については、証拠開示請求理由補充. 書で既に、続は公正な手続に則って行われなければならないとするデュープロセスの。

2001年3月30日。由(法第5条の該当理由を引用するだけでなく、行政手続法第8条の規定に基づき、請求者が理解できるよう。開示請求の対象となるものが刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する。第7 行政文書の特定できない場合その他不適法な開示請求に対する不開示決定. 開示請求に係る法第4条。

2009年10月20日。行政処分の内容は企業にとり重大な影響を及ぼすものであり、また現行制度は課徴金も極めて高額なものとなり得る中で、公取委自身による審判では公正な審理が..公取委が保有する証拠資料の開示請求権の法定事業者が訴訟活動中において、公取委が収集した証拠資料にアクセスできるようにすることは、防御権の保障の。

この法案は、刑事訴訟法改正を中心に、多くの重要な改正を含んでいる。特に重要な。用範囲の拡大、被疑者国選弁護適用範囲の拡大、証拠開示の拡充、捜査・訴..よって証拠としての利用ができなくなる危険を検察官は負担しなければならない。2 協議と合意の手続. 協議は、検察官と弁護士及び被疑者若しくは被告人との間で行うのが原則。

新・判例解説 Watch ◇ 刑事訴訟法 No.94. 1 vol.15(2014.10). 1. ローライブラリー. ◇ 2014年

4月18日掲載. 文献番号 z18817009-00-080941043. 公判前整理手続における主張明示義務及び証拠調べ請求義務と憲法38条1項.【文献種別】決定／最高.. 証拠開示を受けた後、「証明予定事実その他の公判期日においてすることを.

情報公開法は、何人にも行政文書の開示を請求する権利を認め、開示請求があった場合は、行政機関の長に不利益訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得され... 請求権とその処分に対する不服申立権を定めているが、上記の裁判の公正担保・等の要請と関係者の名誉等の.

Amazonで斎藤司の公正な刑事手続と証拠開示請求権。アマゾンならポイント還元本が多数。斎藤司作品ほか、お急ぎ便対象商品は当日お届けも可能。また公正な刑事手続と証拠開示請求権もアマゾン配送商品なら通常配送無料。

法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利... に値する権利一切を含む。「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位... の予防又は捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査。

公正な刑事手続と証拠開示請求権. 近代書房. 公正な刑事手続と証拠開示請求権. ¥2,300. 斎藤司、法律文化社、2015、1冊. P381,P382に僅かな赤ペン線引き有 小口に僅かなクスマ有 カバー(僅かな痛み有). クレジットカード使用可 銀行振込可 代引き可 公費可 海外発送不可. かごに入れる. 気になる本. 書籍の購入について; 店舗情報.

2015年2月28日 . Title, 公正な刑事手続と証拠開示請求権. Author, 斎藤司. Publisher, 法律文化社, 2015. ISBN, 4589036614, 9784589036612. Length, 410 pages. Export Citation, BiBTeX EndNote RefMan.

開示請求権とは? 情報公開法に定められた、行政機関が保有する種々の情報の開示をだれもが請求できる権利。開示を請求された場合、行政機関は例外を除き応じなければならない。→ 情報公開制度 >>『三省堂 大辞林』の表記・記.

I. 本日のメニュー. ①事実認定と捜査の関係について. ②取調べの可視化. ③証拠開示について. 発生した犯罪. に関する証拠. (凶器、目撃. 証人、指紋、. 自白など). 犯罪を犯した. のでは? と疑われる者. (被疑者). 刑事裁判で、①収集された証拠から、②確保された. 被告人が、. する義務は検察官にないし、被告人にも請求権はない(最決昭).

2017年6月28日 . 刑事被告人及び弁護人には、上記の限度で開示請求権が認められており、このような選別、手続を経て開示された証拠については、上記①ないし③の範囲で使用することが前提になっていると解される。「刑事訴訟法が規定するような証拠開示の構造に鑑みると、..... 本条における『当該被告事件の審理』の『準備に.

受賞対象業績:、『公正な刑事手続と証拠開示請求権』(法律文化社、2015年). 受賞理由:、著書において、現状の捜査側の一極的な証拠収集手続であるからこそ、被疑者・被告人側の主体的な手続への関与によって、証拠収集や開示に生じうる偏りを是正する必要があり、その前提として、原則的全面的開示が必要であると論じています。大正刑事.

刑事訴訟裁判における『裁判の流れ』や『示談・情状弁護』などの刑事事件での裁判について、弁護士が分かりやすく解説しています。 . 簡易公判手続きの場合には、本来は採用できないまた聞きの証拠も事実認定に使えることとなります。証拠調べの... 公判前整理手続きに付されていれば、検察官手持ち証拠の開示請求を行うことができます。

2014年7月1日 . 99%を超える日本の有罪率は、警察・検察の無謬性の証というよりもむしろ、日本の刑事司法システムの持つ、被疑者・被告人による防御権行使に対する制限的指向の . 対してイギリスでは、公正な証拠開示を受ける権利は公正な裁判を受ける権利と不可分であり、十分な証拠開示の実施によって(1)被疑者・被告人の自己決定.

1 2015年3月、刑事訴訟法改正法案が閣議決定されたが、改正案の中でも最も注目されたのが被疑者の取調べを録音録画するよう警察検察に義務づける、いわゆる「... 最後に公判前整理手続及び期日間整理手続請求権が被告人側に付与されたことですべての刑事事件において被告人側が検察官手持ち証拠に対するアクセス権を潜在的に.



2017年4月3日 .【趣旨】. 本条は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、この条例が定めることを明らかにするものである。 . (4) 本条第1項各号に掲げる事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記載が欠けている場合には、不適法な開示請求となり、第2項の補正を求めることになる。

公正な刑事手続と証拠開示請求権/斎藤 司 (法学・法律) - 日本における証拠開示問題の構造を明らかにし、ドイツを対象として、証拠開示をめぐる規範論を検討。以上の成果を踏まえて、日本における証拠開示のあ.紙の本の購入はhontoで。

また、加害者には不都合な証拠については提出を不同意にする権利も担保されています。一方で、起訴が確定し公判請求をした場合、加害者側だけが公判以前に事故調書を手に入れられるばかりか、裁判員裁判対象事故に対しては、平成17年11月の改正刑事訴訟法施行で導入された「公判前整理手続き」が行なわれますが「密室非公開」で行。

公正な刑事手続と証拠開示請求権の感想・レビュー一覧です。}

2014年11月23日 . 現実には、熱心な弁護士と公正な検察官の組合せが実現することによって、ある程度、検察官による任意の証拠開示はなされることもありましたが、刑事裁判全体から . ところが、公判前整理手続きに付された事件の中には、弁護士が果たして適切に証拠開示請求をしたのか、疑問を抱くようなものが少なからず見受けられます。

ドイツにおいては、ドイツ基本法103条1項(裁判所において法的聴聞を請求する権利を保障)、およびヨーロッパ人権条約6条1項(公正な手続を請求する権利を規定)により、刑事手続の全ての段階において、被疑者・被告人の証拠開示請求権に憲法的価値が認められている。この憲法的価値を実現すべく、ドイツ刑訴法147条1項は「弁護士は、

また、刑事手続に移行し、刑に処せられる場合でも、少年の特性を考慮し、18歳未満の児童に対する死刑・無期刑の緩和、収容時の成人との分離、仮出獄を許可するまでの .. 的な証人尋問請求権に関する規定はないが、少年及び附添人は、証人尋問に関し、裁判官の職権発動を求めることができる上、一定の場合には家庭裁判所に職権証拠調。

電子書籍ご購入について. これより先の電子書籍版ご購入のお手続きは外部リンク(VarsityWave eBooks)になります.『公正な刑事手続と証拠開示請求権』の電子書籍版のご購入は、こちらよりお進みください。

書籍名, 公正な刑事手続と証拠開示請求権. 著者, 斎藤司著. 判型, A5判. 頁数, 422頁. 発行年月, 2015年2月. 定価, 本体5,400円+税. ISBN, ISBN978-4-589-03661-2. ジャンル, 刑事法. 本の説明, 日独における戦前からの証拠開示をめぐる史的展開をもとに、その構造をさぐる。規範的根拠および意義、機能をあきらかにすることで、捜査・訴追。

公正な刑事手続と証拠開示請求権 - 斎藤司 - 本の購入は楽天ブックスで。全品送料無料！購入毎に「楽天スーパーポイント」が貯まってお得！みんなのレビュー・感想も満載。

(2)まず、ドイツにおいては、ドイツ基本法103条1項(裁判所において法的聴聞を請求する権利を保障)、およびヨーロッパ人権条約6条1項(公正な手続を請求する権利を規定)により、刑事手続のすべての段階において、被疑者・被告人の証拠開示請求権に憲法的価値が認められている。(3)この憲法的価値を実現すべく、ドイツ刑訴法147条1項。

刑事手続における人権. 一保障の方向と判例の姿勢一. 中原精一. 目次. はしがき一保障の方向一 -. 適正手続保障に対する判例の姿勢. 犯罪捜査における社会防衛論の優先. 裁判の公正と .. それはまず被疑者の勾留理由開示請求権, 弁護. 人選任権 ... 害について厳格な令状主義を採用すると同時に、捜査にとって重要な証拠. 保全のための。

なお、審査基準については、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条の規定に基づき、. 窓口等における備付けその他の . (3) 開示請求に係る行政文書を国土交通省が保有していない場合又は開示請求の対象が行. 政文書に該当しないとき ... 法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位を指す。(3)「その他正当な利益」。

2014年10月19日 . 最近の取調べの可視化の議論にしても、真実発見のために可視化を捜査機関に義務づけるという観点から論じられていますが、本来は、被告人の防御のための権利(公正な討論の場を形成するための証拠保全・開示請求権)として構成されるべきでしょう(近時、公判前

整理手続において、刑事訴訟法316条の15第1項7号により、

図るとともに、これを通じて事業者間の公正な競争の確保を図る法律である。本法の我が国法体系上の位置づけは、法により、損害賠償請求権に加えて、特に差止請求権を付与したものである。また、不法行為法によれば、特定人以外の証人尋問等のほか、証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請といった刑事訴訟手続の特例が定められている。

そこで、証拠開示の適正な運用に資するよう、被告人側からの請求があるときは、検察官が保管する証拠の一覧表の交付が義務付けられることとなりました。また、改正によって検察官、被告人及び弁護人に公判前整理手続等の請求権を付与することとされました。改正前の法律においては、裁判所が検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴い、

2017年2月17日、公判前出前に検察官が開示した証拠については、刑事訴訟法281条の3～5による規律が及びます。における原告の請求には、被告が原告の弁護人として原告を代理してAの法定代理人であった同人の父母との間で締結した本件刑事事件の公訴事実に係る示談契約の錯誤無効ないし強迫取消しを理由とする無効確認請求が、

近年、犯罪被害者等が被害回復や平穏な生活を取り戻すための十分な支援を受けられず、周囲からの理解・協力を、償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び実施、(2)公判記録の閲覧、また、証拠開示に当たって検察官は弁護人に対し、被害者特定事項が明らかにされると、被害者等の名誉が害さ、

2015年2月27日、刑事手続において、犯罪被害者の保護を図る必要性が高いことは言うまでも、解明し、適正な刑事手続を実現する上で不可欠のものであることから、被害者...この点、類型証拠として証拠開示命令請求の対象とされた強姦致傷等の被害者の供述録取書記載の、現住居、職業等の人定事項について、開示の必要性の程度が、

斎藤 司(さいとうつかさ、1978年7月20日-)は、日本の法学者。専門は刑事訴訟法。学位は博士(法学)(九州大学・2016年)。龍谷大学法学部教授。徳島県出身。指導教官は大出良知。目次。[非表示]。1 学歴; 2 職歴; 3 人物; 4 主要研究業績; 5 所属学会; 6 脚注・出典; 7 外部リンク。学歴[編集]。1997年3月 - 徳島県立富岡西高等学校卒業。

2015年3月9日、要件事実・家事事件手続・相続・離婚・国際私法・交通事故・債務整理・成年後見・借地借家・区分所有・建築紛争・商法・会社法・ビジネス法務・金融商品取引・民事手続・破産・再生・労働・医療・刑法・刑事手続・契約書・執行・保全・民法全般・信託法・金融・保険・IT・インターネット・税法・経済法・知的財産法・行政。

2004年12月10日、先の第159通常国会において、司法改革の一環として、刑事訴訟法の改正が行われ、次のような「開示証拠の目的外使用禁止」の規定が新設された(来年秋に施行)。項の申立ての手続 第五百二条の申立ての手続 刑事補償法の規定による補償の請求の手続 前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防御権。

刑事訴訟において、当事者特に検察官がその収集した手持ち証拠を相手方に示すこと、たとえば書類を閲覧・謄写させることをいう。強制捜査の権限を有する捜査機関の収集した証拠のなかに被告人に有利な証拠があるにもかかわらず、これが検察官の手元で気づかれずに放置される場合や証拠調べを請求されない場合がある。そこで、弁護人の、

書誌事項。タイトル。公正な刑事手続と証拠開示請求権。タイトル別名。Das Akteneinsichtsrecht im fairen Strafverfahren。著者名。斎藤 司。学位授与大学。九州大学。取得学位。博士(法学)。学位授与番号。乙第8626号。学位授与年月日。2016-01-31。

2018年1月15日、書評「斎藤司著『公正な刑事手続と証拠開示請求権』」。辻本 典央。刑事法ジャーナル(49) 206-207 2016年8月 [依頼有り]。【書評—刑事法学の動き】岩崎正「刑事手続打切り論についての一考察—医療過誤の刑事責任限定論を契機として」。辻本 典央。法律時報 88(9) 128-131 2016年8月。【書評—刑事法学の動き】安部祥。